

県南広域振興局長告示第 171 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 7 月 27 日

県南広域振興局長 酒 井 俊 巳

医療機関の名称	所在地	指定年月日
金子整形外科医院	花巻市石鳥谷町八幡第 3 地割 76 番地 5	平成 19 年 6 月 5 日
えびす調剤薬局	花巻市石鳥谷町八幡第 3 地割 76 番地 13	〃
有限会社ほしがおか・花城薬局	花巻市星が丘一丁目 8 番 20 号	平成 19 年 6 月 15 日
星が丘瀬川皮膚科クリニック	花巻市星が丘一丁目 8 番 14 号	〃
川上医院	遠野市穀町 1 番 27 号	平成 19 年 6 月 1 日
はやちね薬局	遠野市中央通り 6 番 11 号	平成 19 年 6 月 27 日
すがわら皮膚科クリニック	一関市山目字中野 62 番地 1	〃
かめちゃん調剤薬局一関店	一関市山目字中野 63 番地 1	〃